

令和5年

第24回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和5年2月27日(月)

伊勢原市農業委員会

第24回 伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和5年2月27日（月） 午前9時40分から午前10時20分まで

2 開催場所

伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 10名

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 杉本 和彦 | (6) 越水 一雄 |
| (2) 大木 克美 | (7) 三野 孝文 |
| (3) 重田 千秋 | (8) 麻生 伸一 |
| (4) 田中 光男 | (9) 市川 正美 |
| (5) 古屋 幸男 | (10) 鈴木 雅之 |

4 出席委員数

10名（その他、農地利用最適化推進委員10名出席）

5 欠席委員

鈴木 雅之

6 署名委員

杉本 和彦、大木 克美

7 議長

市川 正美

8 事務局等職員出席者

- ・伊藤 陽一（事務局長）
- ・青木 優
- ・服部 孝喜
- ・岸 好夫

9 傍聴者

なし

10 審 議 内 容 (開会 午前9時40分)

[事務局 長] 定刻となりましたので、只今より第24回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴人の方はおりません。出席委員9名で、定足数に達していることを報告します。それでは、議長、議事の進行をお願いします。

[議長] それでは、只今から、第24回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、1番・杉本和彦委員と2番・大木克美委員の両名をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告4件、議案6件の計10件となっております。まず、報告より入ります。

[議長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。

議案書の1ページから8ページをご覧ください。内訳は、大山地区で1件、成瀬地区で1件、高部屋地区で2件、大田地区で5件、比々多地区で1件の届出を受理しています。なお、いずれも第三者への斡旋の希望はありませんでした。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が10件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり伊勢原地区の1件及び比々多地区の2件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

[事務局] 届出内容について、補足いたします。
報告第2号の1については、昭和43年頃に公衆用道路、2号の3については、平成9年頃に道路に転用したものであり、農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。また、報告第2号の2については、露天駐車場として転用を行うものです。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が3件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり伊勢原地区の2件及び成瀬地区の1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

届出内容について、補足いたします。

報告第3号の1から3については、一般個人住宅として転用を行うものです。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内で権利移動を伴う農地転用の届出が3件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。比々多地区で1件、大田地区で1件、伊勢原地区で1件の申請がありました。

報告第4号の1、申請人は串橋にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年1月25日、対象農地の明細は、12ページです。串橋字登り道に1筆、同字木之元に2筆、合計3筆で面

[事務局] 積は2,436平方メートルです。1月25日に事務局で現地調査を行い、梨、白菜、ブロッコリー等の露地野菜の栽培を確認しています。1月27日付け、専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の2、申請人は上平間にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年1月31日、対象農地の明細は13から14ページです。上平間字俵本前に3筆、同字松崎に5筆、同字松崎前に4筆、同字上郷前に1筆、同字木之下に1筆、同字善光に6筆、同字大原に1筆、同字長久保に1筆、合計22筆で面積は10,974平方メートルです。1月6日に事務局で現地調査を行い、水稻の刈込跡、大根、白菜、タマネギ等の露地野菜の栽培を確認しています。2月8日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の3、申請人は池端にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年2月6日です。対象農地の明細は15ページです。池端字下中澤に1筆、同字宮下に5筆、同字東池田に4筆、同字五反地に3筆、同字塚越に1筆、同字砂田に4筆、同字澤尻に4筆、沼目1丁目に2筆、合計24筆で面積は13,975平方メートルです。1月13日に事務局で現地調査を行い、水稻の刈込跡、タマネギ、キュウリ、白菜等の露地野菜の栽培を確認しています。2月15日付け専決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明願いが3件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 議案第1号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この確認は相続税の納税猶予の20年経過の出口調査で、税務署の依頼により農業委員会が調査し、税務署に提出するものです。今回、平塚税務署から、大田地区で2件の依頼がありました。

議案第1号の1、整理簿番号H14A023、特例農地の利用状況確認書は議案書の19ページから20ページです。対象者は上平間にお住まいの方で、上平間字浮蓋に2筆、同字堤前に2筆、同字善光に1筆、同字七々町に4筆、合計10筆で面積6,948平方メートルを特例農地としております。2月15日に事務局と地区農業委員で現地

調査を行い、水稻の刈込跡、柿、タマネギ等の露地野菜の栽培を確認し、適正に管理がされていました。

次に、議案第1号の2、整理簿番号H14A0385、特例農地明細は議案書の21ページです。対象者は小稲葉にお住まいの方で、小稲葉字長橋に1筆で面積2,753平方メートルを特例農地としております。2月15日に事務局と地区農業委員で現地調査を行い、水稻の刈込跡を確認し、適正に管理がされていました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 2月22日に地区委員と一緒に現地を見に行きました。事務局説明のとおり適切に管理されていました。

[議長] 次に、議案第1号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 2月22日に地区委員と一緒に現地を見に行きました。事務局説明のとおり適切に管理されていました。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] 議案第1号の2について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の2について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] 議案第2号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人が、農業の用に供している農地を、農業を引き継ぐ相続人が相続した場合、相続税の納税が猶予される制度です。猶予された税額は、相続を受けた方が死亡した場合に納税が免除されます。今回、成瀬地区で1件の申請がありました。

議案第2号の1、申請人は厚木市にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。対象農地の明細は、23ページから24ページです。

申請地は、下糟屋字上砂田に14筆、沼目字配合に2筆、合計16筆で面積8,197平方メートルを特例農地として申請しています。

2月16日に、地区の農業委員と事務局及び相続人とで現地調査を行い、水稻の刈込跡、露地野菜の作付けを確認し適正に管理されておりました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 2月25日に現地確認を行い、事務局の説明のとおり適切に管理されておりました。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、高部屋地区で2件の申請がありました。

議案第3号の1、図面番号は1番です。あわせて公図をご覧ください。

申請地は、上粕屋字一ノ郷南の1筆、面積は376平方メートルの畑です。譲渡人は上粕屋にお住いの方で、譲受人も上粕屋にお住まいの方です。申請地は接道が無く、譲受人の農地を通らなければならず管理にも苦慮している状況で、今回譲渡人から譲渡について相談され、農地の有効利用と経営規模拡大のため、有償にて所有権を移転します。譲受人世帯の経営農地面積は、10,428平方メートルなので、下限面積の特段の面積の30アールを超えており、農地取得に支障はありません。2月21日に事務局と地区農業委員で現地調査を行い、譲受人が経営している他の農地については、採草跡、柿、栗が作付けされており、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第3号の2、図面番号は2番です。あわせて公図をご覧ください。

申請地は西富岡字下ノ田の3筆、合計面積は949平方メートルの畑です。譲渡人は西富岡にお住いの方で、譲受人も西富岡にお住いの方です。申請地は隣接する譲受人の農地を含め、不整形な農地を一体として有効利用を図るため今回、有償にて所有権を移転します。

譲受人世帯の経営農地面積は6,769平方メートルなので、下限面積の特段の面積の30アールを超えており、農地取得に支障はありません。

1月16日に事務局と地区農業委員で現地調査を行い、譲受人世帯が経営している他の農地については、露地野菜の栽培、春季に向けての耕耘管理がされており、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 2月24日に地区委員と現地調査を行い、事務局説明のとおり適正に管理されていました。

[議長] 次に、議案第3号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 2月24日に地区委員と現地調査を行い、事務局説明のとおり適正に管理されていました。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第3号の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【質疑なし】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可とすることといたします。

[議長] 議案第3号の2について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号の2について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の2については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議長] 議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地を自ら農地以外のものにする場合について農業委員会の意見を求めます。今回は1件の申請がありました。

議案第4号の1、図面番号は3番です。あわせて公図・土地利用計画図をご覧ください。

申請地は子易字大アラクの3筆、合計面積1,803.92平方メートルに杉を植林して山林転用するものです。南側の2筆は、東電の高架下となっています。申請人は、子易の方です。

申請地の耕作条件について道路が無く、車は途中の山道に止めて急峻な獣道を高低差50メートル登った先にあり、南向きの斜面地ですが、何をするにも人力が頼りの土地です。近年、鳥獣被害が多く、柿、みかんの老木がありますが、農作物を目当てに斜面を掘り返すので山が荒れて危険な状態です。人手頼りの斜面地の農業は荒廃するばかりで土壌流出の危険がありますので、自然環境に優しく永続的に土地を維持していく方法として農業から山林経営を計画しました。

植林・下草刈り・枝払い・間伐・主伐の40年のサイクルを森林組合と連携して山の維持管理に努めます。植林費用だけで数百万円の費用がかかり、今の試算では経営的なメリットは全く有りませんが、それ以上に荒廃した山の適正な維持管理のため、農業から林業へ転換するものです。

土地に適した樹種については、森林組合の助言により杉としました。杉は成長が早く40年で高さが40メートルになるため、周辺への日照問題ですが、付近に畑として耕作している所はなく、隣接土地所有者には説明をして同意をもらっています。

申請者は昨年春頃から相談に来庁され、伊勢原市内で山林転用は事例が無いのと、平成14年6月に作成された県の手引には、山林転

用は慎重に扱う事としています。しかし、小田原・山北方面では山林転用は事例として有ると言う話を聞き、今回の手続きとなりました。

申請地の立地基準は、山林や雑種地により分断され、農地の広がり
は10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断され
ます。

一般基準及び個別基準については、森林組合に依頼し、山林の保全
に努め、土砂等の流失を防ぎます。計画としては、隣接地への被害防
除及び資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域ま
ちづくり推進条例は山林転用については該当しません。2月21日に
県担当者の現地調査を受け、現時点特に大きな指摘事項はなく、手続
き終了後、県知事に副申します。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第4号の1につきまして、地区
担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 現地は、山間部で非常に耕作に不適な土地である。非農地判断で
定めた基準にも合致しますので、事務局説明についても特段疑義はござ
いません。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入
ります。議案第4号の1について、何かご質問ご意見がございました
らお願いいたします。

【質疑なし】

[議 長] それでは、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第4号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに
賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第4号の1については、「原案のとおり許
可相当とする」ことといたします。

[議 長] 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意
見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。

今回1件の申請がありました。

議案第5号の1、図面番号は4番です。あわせて公図・土地利用計画図をご覧ください。

申請地は東大竹字上谷戸の1筆、面積は165平方メートルで、北側は水路と道路、南側は事務所、西側は道路、東側は資材置場となっています。

譲渡人は愛川町の方です。譲受人は本社が山梨県南アルプス市にある総合商社です。

この会社は、平成21年に伊勢原営業所を開設、令和3年8月に隣地に850平方メートルの資材置場の許可を受けて、県内相模原支店から建設資材・土木資材・水道資材を主に扱う卸売業と、工事関係者へ直接販売を行っています。

コンクリート資材・塩化ビニール資材を乗せたロングトラックからフォークリフトを使用して製品を下ろし、販売・納品します。

納品と商品渡しで混雑する敷地を解消するため、パレットに積んだままでの納品と商品引き渡しを行うのに、最適な場所として今回の土地を転用申請するものです。

申請地の立地基準は、前面道路に上水道と公共下水道が敷設されており、また申請地から500メートル以内に街区公園や医療機関や教育施設が2つ以上存するため、第3種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準についてですが、敷地は砂利敷きとし、雨水は水路へ放流します。

計画としては周辺に農地は無く、資金計画も適切であると判断されます。なお、対象地が500平方メートル以下のため、伊勢原市地域まちづくり推進条例の該当は有りません。2月21日に県担当者の現地調査を受け現時点特に指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第5号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 2月25日に現地確認を行い、事務局説明のとおり特段問題はないと思います。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第5号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【質疑なし】

[議長] それでは、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第5号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第5号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合「農業委員会の決定」が必要です。

お手元資料にあります、更新の申出1件、新規設定の申出9件の計10件の申出について、順に説明申し上げますので、御審議をお願いします。

なお、これらについて決定いただける場合は、利用権始期が議案第6号の1の更新の申出においては5月1日、議案第6号の2から10までの新規設定の申出においては3月1日となります。

まず、議案第6号の1、大田地区、沼目1丁目の1筆、2,050平方メートルの賃貸借については、令和5年4月30日に利用権の満期を迎えることから更新の申出となります。

次に、議案第6号の2、伊勢原地区、東大竹字上谷戸の1筆、836.09平方メートルの賃貸借について、受け手は、自宅近くで集約的に20アール以上の耕作を行うこととなる農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第6号の3、伊勢原地区、池端字五反地の1筆、及び大田地区、沼目字澤尻の4筆、計2,650平方メートルの使用貸借について、受け手は、30アール以上の耕作を行っている農業者であ

り、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第6号の4、伊勢原地区、池端字東池田の1筆、同地区、池端字五反地の2筆、及び大田地区、沼目字砂田の4筆、計4,920平方メートルの使用貸借についてですが、受け手は、30アール以上の耕作を行っている農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第6号の5、比々多地区、三ノ宮字宮上の3筆、計2,167平方メートルの使用貸借についてですが、受け手は、30アール以上の耕作を行っている農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第6号の6、比々多地区、三ノ宮字前畑の1筆であり、1,322平方メートルの賃貸借についてですが、受け手は、議案第6号の5の受け手と同じ農業者となります。

次に、議案第6号の7、成瀬地区、下糟屋字又口の1筆、958平方メートルの賃貸借についてですが、受け手は、30アール以上の耕作を行っている農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第6号の8、成瀬地区、下糟屋字上砂田の5筆、計1,455平方メートルの賃貸借についてですが、本件は、農地中間管理事業により神奈川県知事が指定した農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が受け手となるものです。

次に、議案第6号の9、大田地区、沼目字砂田の1筆、及び同地区、沼目7丁目の5筆、計3,632平方メートルの賃貸借についてですが、受け手は、30アール以上の耕作を行っている農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に議案第6号の10、大田地区、下平間字谷原下の1筆、804平方メートルの賃貸借についてですが、受け手は、約46アールの面積で農業経営している平塚市の認定新規就農者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。以上、御審議をお願いします。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。議案第6号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第6号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第6号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

以上をもちまして、第24回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【午前10時20分 終了】

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____